

社会保険

いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

6

算定基礎届の提出・月額変更届について

2010 JUNE. ●賞与支払届の提出を忘れずに
NO.385 ●国民年金保険料免除制度について



「潮来のあやめ」：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

7月12日までに茨城事務センターへ郵送にて提出してください。

提出する書類等は次のとおりです

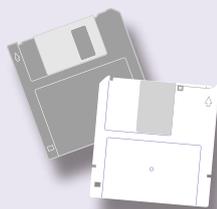
紙による届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ③被保険者報酬月額算定基礎届総括表
附表(雇用に関する調査票)



磁気媒体による届出の場合
(FD又はMOによる届出の場合)

- ①算定基礎届を収録したFD又はMO
- ②磁気媒体届書総括表
(届書作成プログラムに従って出力します。)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ④被保険者報酬月額算定基礎届総括表
附表(雇用に関する調査票)



留意事項

- ① 届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。
ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、今年の算定基礎届は対象外です。
- ② 月額変更該当する被保険者がいる場合は、月額変更届も忘れずに提出してください。
- ③ その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知をご覧ください。(社会保険労務士委託事業所には送付しておりません。)
- ④ 詳細は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

算定基礎届の提出について



お詫びと訂正

「社会保険いばらき」2010年5月号4ページ(算定基礎届の提出準備はお早め!)の内容に一部誤りがありました。正しくは以下のとおりです。

(誤)【届出は7月1日から10日まで】算定基礎届は7月1日から10日までの間に

(正)【届出は7月1日から12日まで】算定基礎届は7月1日から12日までの間に

皆さまにご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

月額変更届について

被保険者の報酬が、昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つの全てに該当するときに行われます。

- | | | |
|--|----------|--------------------------|
| 1 | 2 | 3 |
| 昇給・降給などで固定的賃金に変動があった | + | + |
| 変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額の間
に2等級以上の差が生じた | | 3か月とも支払基礎日数が17日以上
だった |



固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上さがった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上あがった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった場合



固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

※被保険者報酬月額変更届の「②改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあっては、取締役議事録及び固定的賃金の変動があった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。



標準報酬が大幅に引き下がる場合においては、次のことにご留意願います。

- ①大幅に引き下がる場合とは、当分の間「5等級以上」とします。
- ②固定的賃金の変動があった月の、前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。
- ③被保険者が役員の場合、取締役議事録及び所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しを添付してください。

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。



賞与支払届の提出を忘れずに!

健康保険・厚生年金保険では、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙が賞与支払予定月の前月に送られてきます。

賞与を支払ったときは、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添えて茨城事務センターへ提出してください。

なお、賞与の支払いがない場合でも「被保険者賞与支払届総括表」を不支給表示で提出してください。

賞与支払届 記入例

健康保険 被保険者賞与支払届

265 2265 XXXXX 123 220706

被保険者番号	賞与支払年月	賞与支払額	賞与支払種別	賞与支払理由
1	526017年	1108	賞与	賞与
2	528062年	798	賞与	賞与
3	535042年	625	賞与	賞与
4	541217年	220708468	賞与	賞与
5	5550726年	351	賞与	賞与
6	5390330年	263	賞与	賞与
7	5481109年	587	賞与	賞与

0123456789 22 7 9

〒310-0000 水戸市〇〇町1-2-3

〇〇商事 株式会社
代表取締役 茨城太郎

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。
上段の支払年月日と同日の被保険者については記入の必要はありません。

「⑤賞与額(合計)」欄
通貨により支給した金額と現物により支給した金額の合計(千円未満を切り捨て、千円単位)を記入します。
標準賞与額の上限は、健康保険は年度の累計で540万円、厚生年金保険は1回の支払いにつき150万円ですが、この額を超えた場合でも実際に支払われた額を記入します。たとえば、3,215,500円の場合は、〇〇〇〇〇と記入します。なお、1,000万円を超える場合には〇〇〇〇〇〇と記入します。

「⑩現物によるものの額」欄
賞与を通貨以外の現物により支給した金額を記入します。

「⑨通貨によるものの額」欄
賞与を通貨によって支給した金額を記入します。

「④支給・不支給」欄
賞与の支払いがあったときは支給「0」を、なかったときは「1」を囲みます。

「②賞与支給総額」欄
全被保険者の賞与支払届⑤欄の賞与額を総計した額を集計した総額を記入します。ただし、賞与の支払いがない場合は、⑦及び⑧欄に記入の必要はありません。

「⑤変更後の賞与支払予定月」欄
現在の賞与の支払月が②欄の賞与支払予定月と異なる場合に記入します。

「③賞与支払年月」欄
印字されている賞与支払予定年月(⑦の欄)と相違している場合は、支払年月を記入します。

「⑧賞与を支給した被保険者数」欄
賞与を支給した被保険者の人数を記入します。

「⑥被保険者人数」欄
賞与を支給した日に現存する被保険者数を記入します。

「②賞与の名称」欄
夏期賞与、冬期賞与、決算手当、期末手当のように、支給した賞与の名称を記入します。

健康保険 被保険者賞与支払届 総括表

41 イ 123

22年 6月 平成 2207 支給 〇

賞与を支給した被保険者数 7

賞与支給総額 4200000

被保険者人数 7

賞与の名称 夏期賞与 0612 0712

〒310-0000 水戸市〇〇町1-2-3

〇〇商事 株式会社
代表取締役 茨城太郎

賞与支払届 総括表 記入例

詳細は、
管轄の年金事務所へ
お問い合わせ
ください。

- 【記入上の注意】
- 筆印欄は、記入しないで下さい。
 - ④は、賞与の支給があったとき、支給「0」に丸印を付けて下さい。また、支給がなかったとき、不支給「1」に丸印を付けて下さい。
 - ⑤は、全被保険者の賞与支払届⑤欄「賞与額(合計)」を総計した額を記入して下さい。
 - ⑥は、賞与を支給した日現在の被保険者数を記入して下さい。
 - ⑦は、賞与、決算手当、期末手当のように支給した賞与の種類別にその名称を記入して下さい。
 - ⑧は、現在の賞与支払予定月の賞与支払予定月と異なる場合のみ記入して下さい。
 - 賞与の支給がない場合は、②、③に記入しないで下さい。
 - 標準賞与額については、賞与(自給)の場合は記載できません。
 - 本手帳は電子申請による届出も可能です。なお、全国健康保険協会が管轄する健康保険においては、本手帳について、社会保険労務士が電子申請により本事務所の提出に関する手続を専業主任に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該専業主任の届出代行届出であることを証明することのできるものを本事務所の提出に添付して提出することをもって、当該専業主任の電子署名に代えることができます。(当該届書は、賞与支払届の届出書類として送付して下さい。)

国民年金保険料免除制度について

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額(15,100円)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が**2分の1**として計算されます。

全額免除となる所得のめやす

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(扶養親族等の数 + 1) \times 35万円 + 22万円$$

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年4月～6月の申請については、前々年(平成20年)の所得で審査を行います。

一部納付制度 (一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付(3,780円)→年金額8分の5
- 半額納付(7,550円)→年金額8分の6
- 4分の3納付(11,330円)→年金額8分の7

一部納付となる所得のめやす

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付→78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額納付→118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付→158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年4月～6月分の申請については、前々年(平成20年)の所得で審査を行います。

※一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、不慮の事態が生じた場合の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

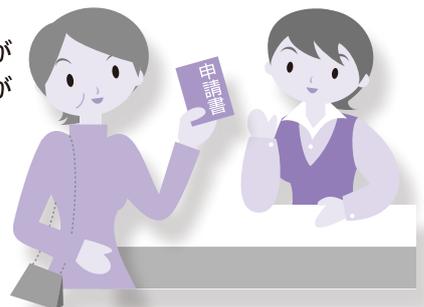


申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- 前年(または前々年)の所得を証明するもの
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。
- 代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。

※退職(失業)や災害による被害を事由とした「特例免除」や30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」もありますので、詳しくは市町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。





加入者の方へ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の 自己負担軽減額の通知を送付いたします

通知は被保険者の方のお勤め先へ親展で送付させていただきます。お手順をおかけしますが、被保険者の方へお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、退職等された方に通知が届いた場合には、お手数でも通知と一緒に送りする返信用封筒にて返送していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。



通知の概要

対象者 40歳以上のご加入者(ご本人・ご家族)のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担軽減が200円以上見込まれる方

(ただし、すべてのご加入者に通知があるわけではありません。短期処方薬やがんその他特定の疾病に使用される薬剤は対象外です。また、あらかじめお知らせを希望されない旨ご連絡いただいた方も対象外となります。)

内容 現在処方されているお薬の名前やジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額等

送付予定時期 通知の送付予定時期は平成22年6月下旬を予定しています

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 企画総務グループ
協会けんぽ

☎029-303-1580(直通)
☎029-303-1500(代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索



夜間・第2土曜日も年金相談が受けられます!!

県内の日本年金機構年金事務所及び年金相談センターでは、以下の時間帯で年金窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

2010

7
JULY

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7・8月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。

なお、直近のスケジュールは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※月曜日が休日の場合は、翌日の火曜日となります。

7月

年金相談所開設

受付時間は
午前10時から午後2時までです。

水戸北年金事務所

7 ☎ 常陸太田市役所

20 ☎ 大子町役場

水戸南年金事務所

年金事務所に予約が必要です。

14 ☎ 鹿嶋市商工会本所

23 ☎ 神栖市商工会波崎支所

土浦年金事務所

年金事務所に予約が必要です。(取手市のみ)

8 ☎ 取手市商工会

16 ☎ 龍ヶ崎市商工会

下館年金事務所

年金事務所に予約が必要です。(古河市のみ)

15 ☎ 常総市商工会

21 ☎ 古河商工会議所

日立年金事務所

13 ☎ 高萩市総合福祉センター

2010

8
AUGUST

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

7月10日(土)・8月14日(土)に年金事務所及び土浦年金相談センターで年金相談を実施します。

●受付時間/
午前9時30分から午後4時まで

現在、相談されるお客様が多く、駐車場がたいへん混み合っております。お越しの際は公共交通機関をご利用されるなど、ご協力をお願いします。

平日時間延長日

土曜開設日